

明野廃棄物最終処分場に係る基本協定書

山梨県（以下「県」という。）、財団法人山梨県環境整備事業団（以下「事業団」という。）及び北杜市は、北杜市明野町浅尾地区に建設する廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）に係る安全対策及び地域振興事業について、次の内容により協定を締結する。

- 1 処分場の埋立廃棄物量については、現計画より概ね3割程度を減量し、規模の縮小を図る。
- 2 県、事業団及び北杜市は、早期に次に掲げる事項等を内容とする公害防止に関する協定を締結する。
処分場の管理体制など公害防止対策に関すること。
住民等による立入検査に関すること。
- 3 県、事業団及び北杜市は、住民の代表を含めた安全管理委員会を早期に設置する。
- 4 県及び事業団は、処分場を原因とする公害又は災害が発生したときは、生活環境の保全又は地域住民の安全を図るために万全の措置を講ずる。
- 5 県及び事業団は、自然災害により処分場が被害を受け、周辺に影響を及ぼすおそれが発生したときは、最優先にその対策を講ずる。
- 6 県及び事業団は、地域振興事業について、これまでの地元協議に基づく事業を基本として、北杜市と十分協議する中で、着実に推進する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、県、事業団及び北杜市がそれぞれ署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成17年12月21日

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県甲府市丸の内一丁目9番11号
財団法人山梨県環境整備事業団

理事長 風間 善樹

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

北杜市長 白倉 政司